

## 社会福祉法人正道会役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正道会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員等とは、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

- 2 常勤とは、法人を主たる勤務場所とし、法人の業務に原則週5日以上従事する勤務形態をいう。
- 3 非常勤とは、常勤以外の勤務形態をいう。
- 4 報酬等とは、報酬、旅費をいう。
- 5 出張とは、役員等が評議員会若しくは理事会等の出席又はその他法人業務のため旅行することをいう。
- 6 旅行の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 県内旅行は、県内における旅行をいう。
  - (2) 県外旅行は、前項に定める地域を除いた本邦内への旅行をいう。
  - (3) 外国旅行は、外国における旅行をいう。

### (適用除外)

第3条 法人の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。（理事長を除く）

### (役員等の報酬額の算定)

第4条 役員（理事、監事、理事長等）が評議員会若しくは理事会に出席、又はその他法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

- 2 各年度における役員の報酬等の総額は、2,600万円を超えない範囲内とする。
- 3 役員の報酬額は、別表1に定める額とする。
- 4 評議員及び評議員選任・解任委員の報酬額は、別表2に定める額とする。

### (役員等の旅費)

第5条 役員等が出張した時は、旅費を支給する。ただし、片道10キロメートル未満の場合は旅費を支給しない。

- 2 旅費の種類は、交通費（鉄道料金、乗船料金、車賃及び航空運賃等）、宿泊費、日当、

その他の費用とする。ただし、自宅から旅行先まで公共交通機関を利用する場合は片道の所要時間が通常1時間30分以内のとき又は自家用自動車若しくはオートバイ（以下「自家用自動車等」という。）を使用する場合は片道の走行距離が150キロメートル以内のときは、日当を支給しない。

#### （旅費の計算）

第6条 県内及び県外旅行の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難いと理事長が認めた場合には、この限りではない。

- 2 交通費、宿泊費、日当及びその他の費用は、別表3に定める額とする。
- 3 外国旅行の旅費は、その都度旅行内容等を考慮して計算する。

#### （支給の時期）

第7条 常勤役員の報酬は、毎月初日から末日までの分を翌月10日（この日が休日に当たるときは、その日まえにおいてその日に最も近い休日でない日）に支給する。

- 2 常勤役員以外の役員等の報酬等は、会議等に出席又は法人業務に従事した都度、支給する。
- 3 県外旅行及び外国旅行については、旅費の概算払いをすることができる。この場合は、当該出張を完了した後、速やかに清算しなければならない。

#### （支給の手段）

第8条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### （端数の処理）

第9条 自家用自動車又はオートバイを使用して通勤又は出張する場合、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点以下を四捨五入する。

- 2 通勤手当の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### （公表）

第10条 法人はこの規程を役員等の報酬等の基準として公表する。

#### （改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人正道会理事長及び常務理事の報酬に関する規程並びに社会福祉法人正道会役員等旅費支給規程（以下「旧規程」という。）は廃止する。

3 旧規程の規定による報酬等で令和 2 年 4 月 1 日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

4 この規程は、令和 3 年 6 月（評議員会の議決の日）から施行し、令和 3 年 7 月から適用する。

5 この規程は、令和 5 年 7 月 1 日より改正施行する

## 別表 1

### （1）常勤役員の報酬額

役職名	勤務形態	金額
理事長	常勤	月額 800,000 円 ~ 1,000,000 円以内
業務執行理事	常勤	月額 700,000 円 ~ 800,000 円以内

### （2）非常勤役員の報酬額

役職名	勤務形態	金額
理事	理事会への出席	日額 10,315 円以内
理事	理事会、評議員会の web での出席	日額 5,157 円以内
理事	その他の法人業務	日額 10,315 円以内
監事	監事監査、理事会及び評議員会への出席	日額 10,315 円以内
監事	理事会、評議員会への web での出席	日額 5,157 円以内
監事	その他の法人業務	日額 10,315 円以内

別表 2

評議員及び評議員選任・解任委員の報酬額

	勤務形態	金 額
評議員	評議員会への出席	日額 10,315 円以内
評議員	評議員会への web での出席	日額 5,157 円以内
評議員	その他の法人業務	日額 10,315 円以内
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会等会議への出席	日額 10,315 円以内

別表 3

(1) 交通費

公共交通機関	実費
自家用自動車を使用した場合	1 キロメートルにつき 25 円とする

(2) 宿泊費

金 額
実費（1 泊につき 10,000 円以内）

(3) 日当

金 額
日額 10,315 円

(4) その他の費用

金 額
実費（資料代、駐車場、高速代等）